

平成 2 5 年行政事業レビューシート (外務省)									
事業名	世界貿易機関(W T O)事務局拠出金 (任意拠出金)			担当部局庁	経済局			作成責任者	
事業開始・終了(予定) 年度	平成 7 年度開始			担当課室	国際貿易課			課長 齋田 伸一	
会計区分	一般会計			政策・施策名	- 2 国際機関を通じた経済及び社会分野に係る国際貢献				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	外務省設置法第4条第1項, 外務省設置法第4条第2項, 外務省設置法第4条第3項, W T O設立協定第7条			関係する計画、通知等	W T Oからの拠出要請				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	多角的貿易体制への統合を通じて途上国が貿易によるメリットを享受することを目的として、関税その他の貿易障害を実質的に軽減し、国際通商における差別待遇を廃止することによって、各国の経済成長、物品及びサービスの貿易の拡大、及び世界の資源の最適な利用に寄与すること								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	ドーハ開発アジェンダ(ドーハ・ラウンド: D D A)において、W T O加盟国の5分の4を占める途上国の交渉能力の不足や投資や貿易円滑化などの新分野に関する理解不足が交渉促進の阻害要因の一つとなっているとの途上国の主張を踏まえ、途上国の交渉参加を促すことを目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドを創設。途上国に対してW T Oの各協定や新分野に関する技術協力プログラム(ジュネーブでのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など)を実施している。								
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 委託・請負 ☐ 補助 ☐ 負担 ☐ 交付 ☐ 貸付 ☒ その他								
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
			当初予算	35	34	36	32		
			補正予算	-	-	-	-		
			繰越し等	-	-	-	-		
	計		35	34	36	32			
	執行額		35	34	36				
執行率 (%)		100%	100%	100%					
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標				単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	途上国の加盟国の増加			成果実績	国	153	157	159	161
	加盟国数			達成度	%	100%	100%	100%	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	セミナー、ワークショップ開催件数			活動実績 (当初見込み)		251	159	146	—
						(251)	(159)	(146)	
単位当たりコスト	243,863円			算出根拠	日本の拠出金 (35,604,000円) / 開催件数 (146件)				
平成 2 5 ・ 2 6 年度予算内訳	費 目		25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	その他		32						
	計		32						

事業所管部局による点検						
	項 目		評 価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	国が主体性を持って進めていく必要のある事業である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○			
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○			
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	毎年度決算書の提出があり、適切に管理されている。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○			
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○			
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-			
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		—	種々のプログラムの実施により、着実に貢献している。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○			
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—			
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	当ファンドは、途上国に対してWTOの各協定や新分野に関する技術協力プログラム(寿府でのトレーニング、各地域におけるセミナーや各国への専門家派遣など)を実施しており、2012年は一般WTO関連技術支援及び訓練案件19件、専門分野及び先進分野技術支援及び訓練案件54件、訓練及び能力向上のための学術的支援案件43件、支援訓練及び技術支援設備案件8件、その他22件を実施し、DDAにおける交渉関連能力の強化に着実に貢献している。					
外部有識者の所見						
行政事業レビュー推進チームの所見						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0127	平成23年	130	平成24年	154